

午後2時00分 開会

議長	ただいまの出席委員は11人中8名です。定足数に達しております。第25回新城市農業委員会を開会します。 日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。 (異議なし)
議長	異議ないものと認め指名いたします。 6番委員、7番委員 にお願いします。
議長	次に、日程第2の議案の審議を行います。
議長	はじめに、第120号議案の農地法第3条の規定による許可申請書に対する許可の決定について上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、第120号議案について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。所有権移転9件、使用貸借件設定2件です。お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。それでは、3ページをご覧ください。
<p>申請番号1番</p> <p>譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。</p> <p>農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は34年・33年、年間従事予定日数は共に150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で5分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は7,776.00m²です。権利取得後は、ゆず・レモン・ビワの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。</p>	
<p>申請番号2番</p> <p>譲渡人の遺言による遺贈のため、無償譲渡により所有権移転するものです。この案件は、譲渡人が生前に遺言により譲受人である弟に不動産を遺贈する旨と、遺言執行者に指定する旨を記載しており、裁判所による検認も受けております。</p> <p>譲受人の農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は40年・30年、年間従事予定日数は共に130日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は申請者の自宅から徒歩で2分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は1,124m²です。権利取得後は、茄子・馬鈴薯・南瓜等の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。</p>	
<p>申請番号3番</p> <p>経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。</p> <p>農業従事者は、本人・妻・長男がおり、農作業歴は51年・14年・10年、年間従事予定日数は280日・30日・15日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は申請者の自動車で2分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は2,353.00m²です。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。</p>	
<p>申請番号4番</p> <p>譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。</p> <p>農業従事者は、本人・父・母がおり、農作業歴は20年・65年・60年、年間従事予定日</p>	

数は 250 日・300 日・300 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で 2 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 19,274.00 m² です。権利取得後は、季節野菜・ぶどうの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号 5 番

親の農地を引き継ぐため、無償譲渡により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・夫がおり、農作業歴は共に 50 年・50 年、年間従事予定日数は共に 300 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で 1 分及び自動車で 1 ~ 3 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 7,091.00 m² です。権利取得後は、水稻・蔬菜・根菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号 6 番

親の農地を引き継ぐため、10 年間の使用貸借権設定を結ぶものです。

農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は以前から実家の農業を手伝っていたため共に 5 年、年間従事予定日数は共に 150 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で 34 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 1,434.00 m² です。権利取得後は、栗の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号 7 番

譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転をするものです。

農業従事者は、本人・妻・子がおり、農作業歴は 50 年・30 年・5 年、年間従事予定日数は 200 日であり、であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で 8 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 490,329.91 m² です。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号 8 番

譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・子がおり、農作業歴は 50 年・10 年、年間従事予定日数は 350 日・150 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で 3 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 12,083.64 m² です。権利取得後は、水稻・季節野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号 9 番

譲受人の経営規模拡大のため、無償譲渡により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人がおり、農作業歴は 2 年、年間従事予定日数は 280 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を隣家・親族より借用予定です。申請地は耕作者の自宅から自動車で 6 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 3,642.00 m² です。権利取得後は、大根の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号 10 番

この案件は、市が閉校となった小学校の校舎及び農地の利活用について募集を行ったところ、本法人が農業・農産物加工・飲食・文化施設等を目的とした利活用を提案し採択されたため、10 年間の使用貸借権設定を結ぶものです。

主たる労働力として 1 名、その他臨時雇用として 2 名の雇用を予定しています。本人の

農作業歴は0年ですが、弟が作手地区の農業法人で勤めており、協力・連携しながら営農を行っていく予定です。年間従事予定日数は120日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を購入及びリース予定です。申請地は、拠点となる会社の宿舎から自動車で5分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は2,962.00m²です。権利取得後は、水稻・サツマイモ・栗の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号11番

譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・夫がおり、農作業歴は0年、年間従事予定日数は共に150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の居住予定地から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は284m²です。権利取得後は、夏秋野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上、申請番号1番から11番について、許可基準の各号の制限には該当しないことから、許可することを原案といたします。

第120号議案の説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。
担当地区委員は何か補足等ございませんか。

議長

なければただいまから、質疑に入りますが、発言のある方は挙手をお願いします。

議長

その他の質問はないようです。

それでは、採決を取りたいと思います。第120号議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長

賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。

議長

つづいて、第121号議案農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について上程します。

事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、第121号議案について説明させていただきます。

議案書6ページをご覧ください。所有権移転12件、賃借権設定1件の計18件です。

お手元の農地区分表と許可基準表に沿って概要を説明致します。それぞれの申請者、申請地についてはご覧のとおりとなります。

申請番号1番。

売買により、太陽光発電設備設置を目的として転用するものです。

立地基準についてです。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第2種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてです。口残高証明書を確認し、事業運営に必要な資金力を有していると判断しました。土地造成は整地のみで排水方法については、敷地内への浸透を予定しており、あぜ板を設置することで、隣接地への雨水流出を防ぐ対策を講じているおり、この計画は被害防除の観点から適切であると考えます。他法令も調整中であり、太陽光条例による届出書が提出され、小売電気事業者との売電契約も締結されております。

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。

申請番号2番と3番について、関連した案件となるため一括でご説明を致します。

番号2番は売買により、太陽光発電設備設置を目的として転用し、番号3番については地役権設定により、隣接太陽光発電設備用地の進入路へ転用するものです。

地役権設定とは自分の土地の利便性を高めるために他人の土地を限定的に利用する権利です。

立地基準についてです。農地区分は、すべての農地が区分表の第2種農地③「市街地に近接しており、一団農地の規模が概ね10ha未満の区域にある農地」と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてです。口座残高証明書を確認し、事業実施に必要な資金力を有していると判断しました。土地造成は整地のみで排水方法については、発電設備用地では敷地内への浸透を予定しており、あぜ板を設置することで、隣接地への雨水流出を防ぐ対策を講じています。進入路用地は整地のみを予定しておりますので、被害防除の観点から適切であると考えます。また、他法令も調整中であり、太陽光条例による届出書が提出され、小売電気事業者との売電契約も締結されております。

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。

申請番号4番。

売買により、駐車場として転用するものです。

立地基準についてです。農地区分は、区分表の第2種農地③と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてです。口座残高証明書を確認し、事業実施に必要な資金力を有していると判断しました。土地造成は整地の上で碎石敷とし、排水方法については、敷地内への浸透を予定しており、周辺農地への影響はないと考えられます。また、他法令についても調整済です。

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。

申請番号5番。

使用貸借により、分家住宅建築を目的として転用するものです。

立地基準についてです。農地区分は、区分表の第1種農地①「おおむね10ha以上の規模の一団農地区域にある農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」ことから第1種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてです。銀行からの回答書が添付され、融資見込みがある旨を確認し、建築に必要な資金力を確保していると判断しました。給排水は、上水道と合併処理層を利用する計画であるため、被害防除の観点から適切であると考えます。また、他法令調整ですが、都市計画法は手続き中となります。

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。

申請番号6番。

売買により、太陽光発電設備設置を目的として転用します。

立地基準についてです。農地区分は、区分表の第2種農地③と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてです。口座残高証明書が添付され、事業実施に必要な資金力を有していると判断しました。土地造成は整地のみで排水方法については、敷地内への浸透を予定しており、浸透側溝を設置して、隣接地への雨水流出を防ぐ対策を講じていますので、被害防除の観点から適切であると考えます。また、他法令も調整中であり、太陽光条例による届出書が提出され、小売電気事業者との売電契約も締結されております。

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。

7番と8番について同一の譲受人による同一事業の転用申請であるため、一括で説明を致します。

いずれも売買により、太陽光発電設備設置を目的として転用します。

立地基準についてです。農地区分は、すべての農地が区分表の第2種農地③と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてです。口座残高証明書が添付され、事業実施に必要な資金力を有していると判断しました。土地造成は整地のみで排水方法については、敷地内への浸透を予定しており、浸透側溝を設置し、隣接地への雨水流出を防ぐ対策を講じてい

ますので、被害防除の観点から適切であると考えます。被害防除の観点から適切であると考えます。また、他法令も調整中であり、太陽光条例による届出書が提出され、小売電気事業者との売電契約も締結されております。

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。

申請番号 9 番。

売買により、通路敷地、駐車場として転用するものです。地権者より農地法上の手続きを行わずに雑種地として利用していたところから、始末書が添付されています。

立地基準についてです。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第2種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」であることから第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、譲受人も継続して通路敷地、駐車場として利用したいという考え方であるかつ現況是正のための申請であることから、今般の転用計画はやむを得ない規模と考えます。従前と変わらない利用計画であり、周辺農地への影響はないものと思われます。

申請番号 10 番。

売買により、太陽光発電設備設置を目的として転用するものです。

立地基準についてです。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第2種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかつたこと」から第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、口座残高証明書を確認し、事業運営に必要な資金力を有していると判断しました。土地造成は整地のみで排水方法については、敷地内への浸透を予定しており、小堤を設置することで、隣接地への雨水流出を防ぐ対策をしているため、被害防除は適切であると考えます。また、他法令も調整中であり、太陽光条例による届出書が提出され、小売電気事業者との売電契約も締結の手続きが行われております。

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。

申請番号 11 番。

売買により、駐車場として転用するものです。地権者より農地法上の手続きを行わずに雑種地として利用していたところから、始末書が添付されています。

立地基準についてです。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第2種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」であることから第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、譲受人も継続して駐車場として利用したいという考え方であるかつ現況是正のための申請であることから、今般の転用計画はやむを得ない規模と考えます。現況から整地の上で碎石敷とする計画ですが、雨水は自然浸透を予定しているため、周辺農地への影響はないものと思われます。

工期について、議案にて第1期、第2期としましたが、受け人に確認したところ、すでに碎石敷になっているため、新しい造成は行わないということなので第2期はございません。申し訳ございません。

申請番号 12 番。

売買により、太陽光発電設備設置を目的として転用するものです。

立地基準についてです。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第2種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかつたこと」から第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、口座残高証明書を確認し、事業運営に必要な資金力を有していると判断しました。土地造成は整地のみで排水方法については、敷地内への浸透を予定しており、土堰堤を設置することで、隣接地への雨水流出を防ぐ対策をしているため、被害防除は適切であると考えます。また、他法令も調整中であり、FIP制度とよばれる電力買取制度を利用し、経済産業省から設備認定の手続きを申請中です。FIP制度とは、FIT制度が固定価格で買い取ることであるのに対し、FIP制度は再エネ発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアム（補助額）を上乗せ

する変動価格制度です。
以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。

申請番号 13 番。

売買により、専用住宅建築を目的として転用するものです。

立地基準についてです。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第2種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」であることから第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてです。銀行からの回答書が添付され、融資見込みがある旨を確認し、建築に必要な資金力を確保していると判断しました。給排水は、上水道と合併処理層を利用する計画であるため、被害防除の観点から適切であると考えます。また、他法令調整済です。

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。

次の 14 番から 18 番については、転用事業面積が 3,000 m²を超えるため、愛知県農業会議の諮問審議対象案件となります。

14 番から 17 番の案件ですが、各事業地が近接しており、一体事業地として判断され、その合計面積は 3000 m²を越えます。それでは説明致します。

それぞれ売買により、太陽光発電設備設置を目的として転用するものです。

立地基準についてです。すべての農地の区分は、区分表の第2種農地③と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかつたこと」から第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてです。口座残高証明書が添付され、事業実施に必要な資金力を有していると判断しました。土地造成は整地のみで排水方法については、発電設備用地では敷地内への浸透を予定しており、浸透側溝を設置することで、隣接地への雨水流出を防ぐ対策を講じており、被害防除の観点から適切であると考えます。また、他法令も調整中であり、太陽光条例による届出書が提出され、小売電気事業者との売電契約も締結されております。

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。

番号 18 番。

売買により、太陽光発電設備設置を目的として転用するものです。

立地基準についてです。農地の区分は、区分表の第2種農地③と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかつたこと」から第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてです。口座残高証明書が添付され、事業実施に必要な資金力を有していると判断しました。土地造成は盛土最大 20 cm を予定しており、排水方法については敷地内への浸透を予定しており、小堤を設置することで、隣接地への雨水流出を防ぐ対策を講じているため、被害防除の観点から適切であると考えます。また、他法令も調整中であり、太陽光条例による届出書が提出され、小売電気事業者との売電契約も締結されております。

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。

以上、第 121 号議案 18 件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。
議案の説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。
担当地区委員は何か補足等ございませんか。

議長

補足等もないようです。ただいまから質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

議長

特に質問もないようですので、採決を取りたいと思います。

議長

第 121 号議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成多数)

議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第 122 号議案の農業経営基盤強化促進法第 19 条に定める地域計画の変更に関する協議について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>122 号議案についてご説明いたします。 議案書の 13 頁をご覧ください。</p> <p>農地法の改正により、地域計画区域内での事業申請があった場合には、関係者での協議が必要と定められており、今回も新城市より書面協議といった形で依頼がありました。 事業件数としましては 1 件になります。</p> <p>別添資料で第 122 号議案 関係資料「地域計画に関する協議について」という資料の 1 頁をご覧ください。</p> <p>今回の案件としましては、「営農型太陽光発電施設への一時転用について」の案件が 1 件になります。</p> <p>本案件は新城市杉山地内の農地に営農型太陽光発電施設を設置するため、令和 4 年 12 月に支柱部分についての一時転用許可がされた案件になります。</p> <p>一時転用の期間が 3 年であり、今回、その許可期間が終了するため、再申請されたものとなります。今回で 3 回目の更新となります。</p> <p>3 頁から 6 頁に今回の農転の許可申請の写し等をつけておりますが、これまで同様に当該農地にて、水稻の栽培をする計画となっております。</p> <p>7 頁には令和 6 年度時の状況報告書を添付しており、9 頁には今月上旬に現地確認をした際の状況写真を添付しております。</p> <p>報告書からは平均単収を上回る収穫高となっており、状況写真からも、営農状況に問題ないものと見て取れます。</p> <p>以上のことから第 122 号議案については、地域計画区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障はないを原案といたします。</p> <p>以上で 122 号議案の説明を終了いたします。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員から何か補足等はありませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから審議に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。採決を採りたいと思います。 第 122 号議案の「1. 営農型太陽光発電施設の一時転用の更新」について、地域計画区域内の農地の効率的かつ、総合的な利用に支障がないと認めることに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第 123 号議案の農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条各号の規定に基づく農用地利用集積等促進計画に対する要請及び意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>それでは第 123 号議案について説明させていただきます。議案書 14 ページをご覧ください。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案です。 計画案を作成することへの要請の承認及びその計画案に対し意見を求める。</p> <p>使用貸借権設定 147 筆、賃借権設定 392 筆です。そのうち、新規案件 22 筆、更新案件が 517 筆です。今回は、案件が非常に多いため、読み上げを省略させていただきます。 内容としましては、議案書 15 ページをご覧ください。</p>

	<p>申請番号1番、2番については、12月1日開始による農地の貸し借りの案件になります。申請番号3番～14番については、1月1日開始による農地の貸し借りであり、中間管理権設定以前に相対などで設定があったものを含む初めて中間管理事業を利用して権利設定されるものです。</p> <p>14番以降については、1月1日開始による中間管理権の契約が満了し、継続して権利設定がされるものです。</p> <p>20ページ飛ばしていただきまして議案書35ページをお開きください。</p> <p>耕作者変更による、使用貸借権移転は32筆です。</p> <p>耕作者変更による、権利移転とは、現に機構から権利設定を受けている者から、経営移譲等により、後継者が権利の移転を受ける場合、権利の移転手続きを経て、権利設定を受けている権利の内容及び残存期間と同一の条件で権利の移転を受けることができます。</p> <p>地域計画区域外の農地につきましては、地域計画の担当より計画案に載せてよい旨を確認しています。</p> <p>以上、番号1番から240番及び耕作者変更につきましては、農用地利用集積等促進計画の内容が、基本方針及び農地中間管理事業規程に適合しており賃貸借権の設定等を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、第123号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議長	<p>補足等もないようです。ただいまから質疑に入ります。</p> <p>本議案の番号15番、30番、230番については、■■委員が、番号205番から210番については、■■委員が「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限を受けますので、議事参与の制限を受ける案件以外の番号について発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>
議長	<p>議事参与を受ける案件以外の番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、該当番号以外については、原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>続いて、15番、30番、230番になります。ここで■■委員には、一時退室をお願いします。</p> <p>(委員退室)</p>
議長	<p>■■委員に関する番号について発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>
議長	<p>該当番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、該当番号については原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>事務局は委員を入室させてください。</p> <p>(委員入室・着席)</p>
議長	<p>続いて、番号205番から210番になります。ここで■■委員には一時退室をお願いします。</p> <p>(委員退室)</p>
議長	<p>■■委員に関連する番号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>

議長	該当番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数と認め、該当番号については原案のとおり決定いたします。
議長	事務局は、委員を入室させてください。 (委員入室・着席)
議長	次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。 (議案書のとおり説明。)
議長	説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。
議長	これらは報告案件でございますので、ご了解をいただきたいと存じます。
議長	以上をもちまして、第25回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。
	午後3時00分議長は本会の閉会を宣した。